

# 日本電気健康保険組合御中

## 誓約書

今般申請の被扶養対象者は、年間収入が130万円未満(60歳以上の方は180万円未満)であり、貴組合のその他の扶養認定基準も満たしているため、私の被扶養者として認定していただきたい。

扶養認定に必要な確証については、下記提出期限までに提出します。

なお、提出期限までに提出しなかった場合及び提出した確証で上記基準を満たしていないことが判明した場合は、認定日まで遡及の上資格を消滅し、この間に発生した医療費等給付金の返還に応じます。

## 記

1. 被保険者証記号・番号 ( )-( ) 氏名 \_\_\_\_\_
2. 事業所名・所属 \_\_\_\_\_
3. メール番号・TELNET(TEL) メール \_\_\_\_\_ TELNET \_\_\_\_\_
4. 被扶養対象者名・続柄 被扶養対象者名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

5. 扶養認定申請の事由および提出予定確証(該当番号を○で囲み、記入してください)

(1) 離職(平成 年 月 日退職)

- ① 雇用保険受給日が決定したとき、「雇用保険受給資格者証」(基本手当日額(表面)および待期・給付制限期間(裏面)が印字されたもの)の写し
- ② 雇用保険受給延長したとき、「受給期間延長通知書」の写し
- ③ 雇用保険を受給しないときは「雇用保険被保険者離職票-1、-2」の写し

(2) 扶養認定対象者の配偶者の死亡(平成 年 月 日死亡)

遺族年金額が決定したとき、その「遺族年金裁定通知」の写し

(3) その他

\_\_\_\_\_

6. 提出期限(予定日)

平成 年 月 日 までに貴組合へ提出いたします。

平成 年 月 日

被保険者名 \_\_\_\_\_ 印

注)この「誓約書」は、5.項で提出予定の確証を入手する前に申請するときを使用してください。